

お知らせ

非該当の結果を受けた方へ

要介護（要支援）認定結果が非該当になった方は、介護保険でのサービスは利用できませんが、町が実施している介護予防・日常生活支援総合事業の対象（事業対象者）となり、一部のサービスを受けられる場合があります。

下表の地域包括支援センターにご相談ください。

■地域包括支援センターとは？

地域の高齢者の様々な困りごとに対応する総合相談窓口です。あなたの心身の状態や家庭の状況等に応じて必要な支援を検討します。

■サービスを受けたい場合、何をするの？

事業対象者としてサービスを使えるかどうか、基本チェックリスト（運動、口腔機能、物忘れなどに関する25項目の質問）による判定を行います。

■心身の状態が変わったら？

「非該当」と認定された方でも、心身の状態が変わった場合は、要介護（要支援）認定の申請ができますので、ご相談ください。

■地域包括支援センター相談先

	相談先
窪川地域の方	四万十町地域包括支援センター 本庁西庁舎（JR 窪川駅隣）1 階 高齢者支援課内 電話：0880-22-3385
大正地域の方	四万十町地域包括支援センター 大正支所 大正地域振興局 町民生活課内 電話：0880-27-1212
十和地域の方	四万十町地域包括支援センター 十和支所 十和地域振興局 町民生活課内 電話：0880-28-5518